

協議事項 5

令和8年度における 医師少数区域等医師派遣促進事業について

本事業は、国通知により、地域医療対策協議会（本部会）における議論を踏まえた医師派遣等であることが要件とされていることから、来年度に当該事業の対象とする医師派遣について、御協議をお願いします。

1 事業の概要

事業の目的

県内における医師の地域偏在の改善や地域医療の基盤を支える医療機関の医師不足の解消を図るため、県内の医師少数区域等に所在する医療機関に医師を派遣する医療機関へ助成を行う。

対象となる派遣

- 医師不足に起因する診療機能の低下が認められる県内の医師少数区域等の医療機関（※）への医師派遣であること。
 - ※ 県が別に定めるキャリア形成プログラム【新プログラム】で定める地域A群に該当する医療機関（県立病院を除く。）
- 派遣元医療機関が派遣する医師は、常勤として採用された医師であること。
- 派遣元医療機関が派遣する医師は、千葉県医師修学資金の貸付けを受け、返還が猶予されている者ではないこと。
- 医師の派遣により、派遣元医療機関の診療機能の低下をきたさないこと。

2 補助額等

補助基準額（上限）

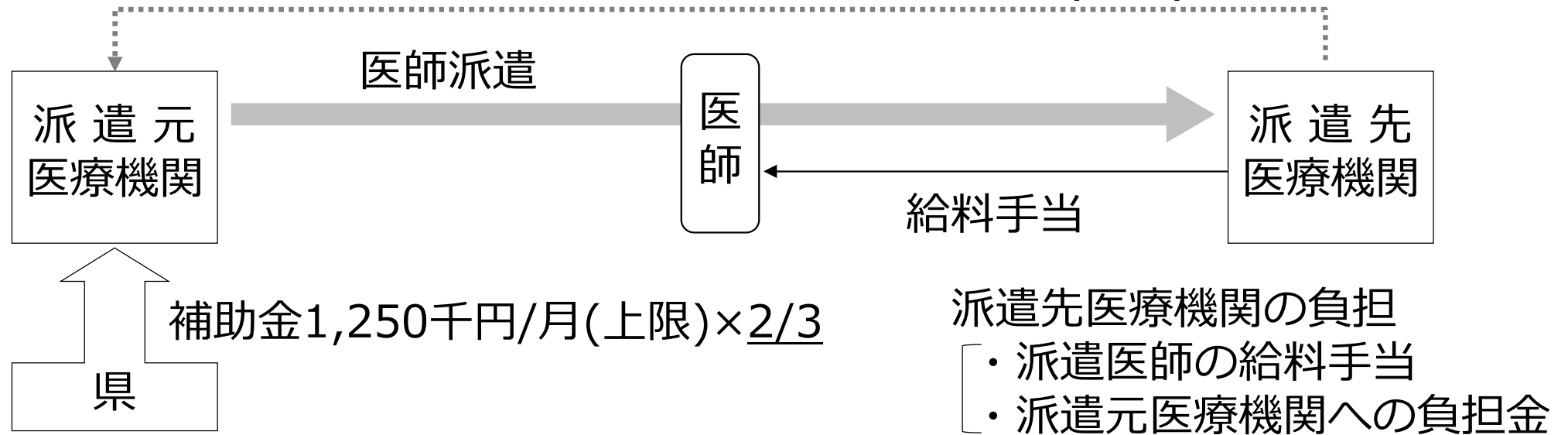
医師1人あたり125万円/月（1,500万円/年）

負担割合

県2/3、派遣先医療機関1/3

※費用負担の流れ（イメージ）

派遣先医療機関負担1,250千円/月(上限)×1/3



※原則として、同一の派遣元医療機関から同一の派遣先医療機関への1つの診療科の医師の派遣に対する補助は、当該診療科へ最初に医師派遣を行った時点から最長3年間とする。

3 派遣元・派遣先医療機関一覧

No.	派遣元病院		派遣先病院				
	医療機関名	保健医療圏	医療機関名	保健医療圏	診療科	常勤換算人数 (人/月)	補助対象期間 (月)
1	安房地域医療センター	安房	鴨川市立国保病院	安房	内科	0.5	3
2	亀田総合病院	安房	鴨川市立国保病院	安房	内科	0.5	6
3	亀田ファミリークリニック館山	安房	国保大網病院	山武長生夷隅	家庭医診療科	0.25	3
4	船橋二和病院	東葛南部	国保大網病院	山武長生夷隅	総合診療科	0.5	6
5	帝京大学ちば総合医療センター	市原	公立長生病院	山武長生夷隅	泌尿器科	1	12

以上、5病院からの医師派遣について、当該事業の対象としてよろしいか伺います。